

3) 補助率

(1) 農業農村整備事業の補助率一覧表(調査等事業は除く)

平成27年4月現在

主管課	主要事業種目	国庫補助率(%)	県費補助(負担)率(%)			地元負担(離島)	備考
			補助率の根拠		本島(離島)		
農地農村整備課	国営かんがい排水事業	ダム	95	沖縄県国営土地改良事業負担金徴収条例	H17.7.10改正	5.0	0.0
		その他	90			5.0	5.0
	水利施設整備事業		80	土地改良法、 県営土地改良事業分担金徴収条例施行規則	H7.4.1施行	11.0	9.0
	水利区域内農地集積促進整備事業		80	同上	同上	11.0	9.0
	基幹水利施設管理事業	地上ダム及び樋目工	30	基幹水利施設管理事業補助金交付要綱	H9.11.20制定	70.0	0.0
		地下ダム			H13.3.15改正	50.0	20.0
		その他			H9.11.20制定	30.0	40.0
	国営造成施設管理体制整備促進事業	操作体制整備型	85	国営造成施設管理体制整備促進事業補助金交付要綱	H11.4.1制定	7.5	7.5
		管理体制整備型	50			H12.4改正	50・25 (50・30)
	農地整備事業(経営体育成型)		75	土地改良法、 県営土地改良事業分担金徴収条例施行規則	H7.4.1施行	14.5	10.5
	農地整備事業(畑地帯担い手育成型・畑地帯担い手支援型)		75	同上	同上	14.5	10.5
	農山漁村活性化対策整備事業(旧基盤整備促進)		80	沖縄振興公共投資交付金交付要綱別紙32	H20.4.3改正	11.0	9.0
	不発弾等事前探査事業		100	土地改良事業等補助金交付要綱		0.0	0.0
	水質保全対策事業	県営	75	-		12.5	12.5
		団体営	75	土地改良事業等補助金交付要綱		12.5	12.5
	農業水利施設保全合理化事業(管理省力化施設整備事業)	県営	80	土地改良事業等補助金交付要綱		20.0	0.0
		団体営				0.0	20.0
	村づくり交付金事業	H17以降新規	70	土地改良事業等補助金交付要綱		12.0	18.0
		農村振興からの移行	70	同上		15.0	15.0
		地域用水からの移行	70	同上		12.0	18.0
		集落地域・集排からの移行	75	同上		12.5	12.5
		田園空間からの移行	2/3	同上		0.5/3	0.5/3
	県営通作条件整備事業	(一般)	85	土地改良法、 県営土地改良事業分担金徴収条例施行規則	H20.4.3改正	7.5	7.5
		(過疎)		過疎地域自立促進特別措置法	H19.5.25改正	15.0	0.0
	農業集落排水事業		75	土地改良事業等補助金交付要綱		12.5	12.5
	中山間地域総合整備事業		75	同上		12.5	12.5
	農地環境整備事業		75	同上		12.5	12.5
	県営ため池等整備事業		80	-		20.0	0.0
ため池等整備事業(土砂崩壊防止工事)	県営(土砂崩壊防止工事)	80	-		12.0	8.0	
	団体営	80	土地改良事業等補助金交付要綱		11.0	9.0	
農地保全事業	県営	80	土地改良法、 県営土地改良事業分担金徴収条例施行規則	H7.4.1施行	10.0	10.0	
	団体営	80	土地改良事業等補助金交付要綱		10.0	10.0	
地すべり対策事業		60	-		40.0	0.0	
海岸保全施設整備事業	高潮・浸食・老朽化	90	-		10.0	0.0	
	海岸環境	100/3	-		200/3	0.0	
災害復旧事業(農地)		80	農地等災害復旧事業補助金交付要綱	H22.4.1改定	-	-	
災害復旧事業(農業用施設)		80	同上	同上	-	-	
農業基盤整備促進事業	県営	80	土地改良事業等補助金交付要綱		10.0	10.0	
	団体営				10.0	10.0	
計画課	農山漁村活性化対策整備事業(旧新山振事業)	2/3	沖縄振興公共投資交付金交付要綱別紙32	H19.11.21制定	0.0	1/3	
	地域農業水利施設ストックマネジメント事業	機能保全計画の策定	50	土地改良事業等補助金交付要綱	H27.4.10改正	20.0	30.0
		対策工事・緊急工事	80			8.0	12.0
	基幹水利施設ストックマネジメント事業	機能保全計画の策定	50			20.0	30.0
		対策工事・緊急工事	80			8.0	12.0
	中山間地域等直接支払事業		1/2	沖縄県中山間地域等直接支払事業補助金交付要綱	H27.3.31改正	1/4	1/4
	多面的機能支払交付金事業		1/2	沖縄県多面的機能支払交付金事業補助金交付要綱	H27.3.31制定	1/4	1/4
耕作放棄地再生利用緊急対策交付金		2/3	耕作放棄地再生利用緊急対策交付金交付要綱	-	0.0	0	

県費補助上乗せの基本的考え方

- 1) 団体営基盤整備事業等は原則として、国庫補助残の半分を県上乗せ補助率とする。農地整備事業の国庫補助率残は原則として県と地元が2:3の割合とする。
- 2) 県の離島振興施策に対応して、該当事業について離島加算する。
- 3) 赤土等流出防止対策の一環として、該当事業について事業種類別に加算する。

(2) 事業採択基準及び補助率

事業名	区分	事業メニュー	要件類別 (交付要綱別表)	採 択 基 準	負担率 ()は離島			
					国	県	地元	
農山漁村活性化対策整備事業								
1. 旧基盤整備促進事業該当メニュー								
(1) 生産基盤及び施設の整備								
基盤整備	1)	農業用排水施設	6	事業主体:市町村・土地改良区等 ・農山漁村活性化対策整備事業活性化計画の策定。 ・1)~7)のいずれか、又はこれらのうち2以上を併せ行う事業で、受益面積の合計が5ha以上 ・担い手への農地利用集積等又は農業用排水施設等の整備・保全が見込まれること ・上記と合わせて7)、8)、10)、13)、14)、19)、36)を行うもの ・12)は「5)区画整理」に着手することが確実なもの ・13)は換地等に着手することが確実なもの	80	11	9 (4.5)	
	2)	農業用道路	6					
	3)	暗きょ排水	6					
	4)	客土	6					
	5)	区画整理	6					
	6)	農地造成	6					
	7)	農用地保全	6					
	8)	土地改良施設保全	7					
	9)	農業集落道	7					
	12)	地形図作成	9					
	13)	農用地等集団化	10					
	生産機械施設	17)	営農飲雑用水施設					7
	(2) 生活環境施設の整備							
防災安全施設	29)	防災安全施設	7					
2. 旧新山村振興等対策事業該当メニュー								
(1) 生産基盤及び施設の整備								
基盤整備	9)	農業集落道	23	事業主体:市町村・土地改良区、農業共同組合等 ・農山漁村活性化対策整備事業活性化計画の策定。 ・山村・過疎・半島・離島・特定農山村地域等であること(5法指定地域等であること)	2/3	0	1/3	
	10)	連絡農道	13					
	14)	林道・作業道	15					
	生産機械施設	15)	新規作物導入支援施設					14
		16)	育苗施設					14
		17)	営農飲雑用水施設					14
		18)	高生産性農業用機械施設					14
		19)	農業経営改善安定機械施設					14
		20)	林業機械施設					16
		21)	特用林産物生産施設					16
22)		種苗生産・畜養殖施設	17					
処理加工・ 集出荷貯蔵施設	23)	農林水産物処理加工施設	14					
	24)	乾燥調製貯蔵施設	12					
	25)	農林水産物集出荷貯蔵施設	14・17					
新規就業者技術 習得管理施設	26)	新規就業者等技術習得管理施設	14				その他	
(2) 生活環境施設の整備								
簡易給排水施設	27)	簡易給排水施設	23					
(3) 地域間交流拠点の整備								
地域資源活用総合交流 促進施設	31)	都市農山漁村総合交流促進施設	19					
	34)	木材利活用促進施設	16					
	35)	地域資源活用交流促進施設	19					
農林漁業体験施設 自然環境等活用交流 学習施設	37)	農林水産業・農山漁村体験施設	19					
	40)	教養文化・知識習得施設	20					
(4) その他省令で定める事業								
地域資源活用起業 支援施設	42)	地域資源活用起業支援施設	18					
地域資源循環活用施設	43)	リサイクル施設	14					
	44)	自然・資源活用施設	14					
地域住民活動支援 促進施設	45)	高齢者・女性等地域住民活動・生活支援促進機械施設	24					
農地等補完保全整備	50)	小規模農林地等保全整備	13					

注) 負担率における離島: 沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第3号の規定に基づき指定された離島をいう。

事業名	区分	事業種類	採択基準	負担率 ()は離島		
				国	県	地元
1. 諸土地改良事業						
1) 調査設計事業		農業農村整備事業の採択にかかる調査及び設計に関する事業	農業振興地域(これと一体的に整備することを相当とする農業振興地域以外の区域を含む)の区域であること。			
		(1) 調査設計事業	次に掲げる団体営土地改良事業が行われる予定地域であること。 ① 農地防災事業 ② 農地保全に係る地すべり等防止事業関連事業 ③ 農業集落排水事業 ④ 農山漁村活性化対策整備事業 (うち、沖縄振興公共投資交付金交付要綱別紙32別表の1の要件類別4に該当する基盤整備事業) ⑤ 集落基盤整備事業 ⑥ 中山間地域総合整備事業 (⑤、⑥は、農業生産基盤整備に限る)	50	25	25
2) 農村総合事業計画費		(1) 農業農村整備事業実施計画等 策定事業	次に掲げる県営土地改良事業等が行われる予定地域であること。 ① 経営体育成基盤整備事業 ② 畑地帯総合整備事業	50	50	0
		(2) 農業農村整備事業実施計画等 策定事業	県営かんがい排水事業が行われる予定地域であること。	50	50	0
		(3) 農村環境計画策定事業	農業農村整備事業の実施が予定されていること。 農村環境計画及び田園環境整備マスタープランの策定、見直しを行うもの。	50	25	25
		(4) 農村集落排水施設最適整備構想 農業集落排水施設等の劣化状況等を調べる機能診断調査及びその結果に基づき施設機能を保全するために必要な対策方法等を定めた構想計画の策定	農村総合整備事業及び農業集落排水事業等により造成され、既に供用を開始した農業集落排水施設の最適整備構想を策定すること。 また、最適整備構想の事業計画書を策定していること。 ※限度額=処理区数×100万円+200万円※	(定額)	0	(残額) 機能診断調査 200万円/処理区 最適整備構想 最大800万円※/市町村
2 国営かんがい排水事業		農業用排水施設の新設・廃止又は変更	事業主体: 国 受益面積: 1,000ha以上 (ダムの新設・変更は500ha以上) 末端支配面積: 200ha以上 (畑地は50ha以上)	95 90	ダム 5 その他 5 (20/3)	0 5 (10/3)
3 水利施設整備事業		(1) 基幹水利施設整備型	事業主体: 県 受益面積: 水田100ha以上(畑地は50ha以上) 末端支配面積: 5ha以上 (畑地は制限なし)	80	11 (15.5)	9 (4.5)
		(2) 水利区域内農地集積促進型 採択は「平成27年度新規」まで	事業主体: 県 ・ 基幹の農業用排水施設を国営、県営かんがい排水事業で実施中であること。 ・ 受益面積の合計が20ha以上であること。 ・ 事業区域において、事業完了時までに担い手への農地の面積又は利用集積が一定以上増加すること。	80	11 (15.5)	9 (4.5)
4 水利区域内集積促進事業		採択は「平成27年度新規」まで	対象事業 水利施設整備事業(水利区域内農地集積促進型)	50	50	
		[高度土地利用調整事業] (1) 指導事業 1 指導、普及啓発活動	(1) 農用地利用集積促進用排水施設整備計画に定める目標年度までに中心経営体が1以上育成されることが確実に見込まれること。 (2) 生産基盤整備事業の完了時において、担い手のうち面積集積率の増加が確実に見込まれること。			
		(2) 調査・調整事業 1 関係農家の意向調査 2 土地利用調整活動 3 農用地流用化についての関係機関との調整活動 4 農業機械の利用再編に関する活動 5 普及センター等の助言指導を受けて行う営農指導に関する活動 6 その他農地流動化に関する調査・調整活動	事業費限度額等 受益面積 60ha未満 150万円 60ha以上200ha未満 200万 200ha以上			
		[中心経営体集積促進事業]	事業費限度額等 対象事業(ハード事業)の総事業費に中心経営体集積向上率毎の助成割合(3.5~6.5%)を乗じた額	50	25	25

事業名	区分	事業種類	採択基準	負担率 ()は離島		
				国	県	地元
5 農地整備事業 (経営体育成型)	(1) 農業生産基盤整備事業	① 農業用排水施設整備事業 ② 農道整備事業 ③ 客土事業 ④ 暗渠排水事業 ⑤ 区画整理事業	事業主体:県 (1)の①～⑤のうち2以上(④、⑤は単独でも可)の事業を実施 受益面積:20ha以上 その他: 基盤整備関連経営体育成等促進計画(促進計画) …市町村が策定。	75	14.5 (16.5)	10.5 (8.5)
(2) 農業生産基盤整備附帯事業	① 土壤改良事業 ② 高付加価値農業施設移転等事業 ③ 交換分合	農用地利用集積促進土地改良整備計画(集積促進整備計画)…県が策定。 高度化支援事業を実施する場合には農業経営高度化計画(高度化計画)…県が策定。 経営体(担い手)育成要件				
(3) 営農環境整備事業	① 農業集落道整備事業 ② 農業集落排水施設整備事業 ③ 農業集落防災安全施設整備事業 ④ 農業集落環境管理施設整備事業 ⑤ 用地整備事業 ⑥ 環境整備事業 ⑦ 生態系保全空間整備事業 ⑧ 営農用水施設 ⑨ 農作業準備休憩施設 ⑩ 地域資源利活用基盤	① 担い手への農地利用集積 事業完了時に担い手の経営面積シェアを一定要件以上増加させること。 ② 担い手農業者等の育成 完了時に次の内いずれかを満たすこと。 ・認定農業者の全農家戸数に占める割合が、アクションプログラムに定める目標割合以上となること。 ・認定農業者数が30%以上増加すること。				
(4) 特認事業	地方農政局長等が特に認める事業					
6 農地整備事業 (畑地帯担い手育成型・畑地帯担い手支援型)	(1) 農業生産基盤整備事業	① 農業用排水施設整備事業 ② 農道整備事業 ③ 客土事業 ④ 暗渠排水事業 ⑤ 区画整理事業 ⑥ 除礫 ⑦ 農用地造成 ⑧ 農地保全	事業主体:県 [担い手育成型] ・農業生産基盤整備事業の①、②、⑤までのいずれかを基幹とし、それらの受益面積の合計が10ha以上。 ・活性化計画等において、担い手の経営する農用地の利用集積が一定要件以上図られること。 その他 ・農業農村活性化計画(活性化計画) …市町村が策定。	75	14.5 (16.5)	10.5 (8.5)
(2) 農業生産基盤整備附帯事業	① 土壤改良事業 ② 交換分合	・畑地帯農用地利用集積促進土地改良整備計画(集積促進整備計画)…事業実施主体が策定。 ・農業経営高度化支援事業を実施する場合には農業経営高度化計画(高度化計画)…県が策定。				
(3) 営農環境整備事業	① 農業集落道整備事業 ② 農業集落排水施設整備事業 ③ 農業集落防災安全施設整備事業 ④ 農業集落環境管理施設整備事業 ⑤ 用地整備事業 ⑥ 環境整備事業 ⑦ 生態系保全空間整備事業 ⑧ 営農用水施設 ⑨ 農作業準備休憩施設 ⑩ 地域資源利活用基盤	[担い手支援型] ・農業生産基盤整備事業の①、②、⑤までのいずれかを基幹とし、それらの受益面積の合計が20ha以上。 ・担い手農家数割合または担い手経営面積割合が10%以上。 ・受益農家のうち3戸以上が担い手であること。(但し、生産法人等の場合は除く) その他 ・畑地帯農用地利用高度化促進土地改良整備計画(高度化整備計画)…県が策定。 畑地帯営農促進基本計画(基本計画) …市町村が策定。				
7 農業経営高度化支援事業	[高度土地利用調整事業] (1) 指導事業 1. 指導、普及啓発活動 (2) 調査・調整事業 1. 関係農家の意向調査 2. 土地利用調整活動 3. 農用地流動化についての 関係機関との調整活動 4. 農業機械の利用再編に関する活動 5. 普及センター等の助言指導を 受けて行う営農指導に関する活動 6. その他農地流動化に関する 調査・調整活動	対象事業 ・経営体育成基盤整備事業 ・畑地帯総合整備事業(担い手育成型) ・農山漁村活性化対策整備事業 (1) 対象事業完了時における経営等農用地の面積が当該市町村の担い手農家基準面積を超えることが確実と見込まれること。 事業費限度額等 受益面積 60ha未満 150万円 60ha以上200ha未満200万円 200ha以上 400万円	50	50	H22以降は以下の通りである 経営体育成基盤整備事業 75 25 水利区域内農地集積促進整備事業 畑地帯総合整備事業	

事業名	区分	事業種類	採択基準	負担率 ()は離島		
				国	県	地元
				50	50	
		[中心経営体集積促進事業]	事業費限度額等 対象事業(ハード事業)の総事業費に中心経営体集積向上率毎の助成割合(3.5~6.5%)を乗じた額	50	25	25
				H22以降は以下のとおりである		
				経営体育成基盤整備事業 75 12.5 12.5		
				畑地帯総合整備事業 50 25 25		
8	経営体育成促進事業	[担い手育成農地集積事業] 対象となるハード事業の農家負担分の6分の5以内を限度として無利子資金を融資。 (但し、対象年度事業費の10%以内)	実施対象地区 次に掲げる事項のすべてに該当する地区を対象に実施する。 ① 以下の事業又は施策のいずれかを実施していること。 ・ 経営体育成基盤整備事業 ・ 畑地帯総合整備事業(担い手育成型) ・ 農山漁村活性化対策整備事業(基盤整備促進) ② 対象事業実施地区の全部又は一部を含む市町村について、農業経営基盤強化促進基本構想が定められているか、又は定められていることが見込まれること。 ③ 対象事業実施地区において、別に農村振興局長が定める促進計画が定められており、かつ、当該促進計画等が事業の実施要件の基準に適合するものであること。	-	-	-
9	県営通作条件整備事業	[一般農道整備事業]	受益面積:50ha以上(過疎等30ha以上) 全幅員:4.5m以上(過疎等4m以上) 総事業費:50百万円以上	85	7.5 (10.0)	7.5 (5.0)
		[農道保全対策事業] 農道として造成された路線を対象として保全対策を実施する。	受益面積:50ha以上 総事業費:30百万円以上 ※ただし、点検診断に関してはこの限りでない。 事業主体:県または市町村(H25~)	85	7.5 (10.0)	7.5 (5.0)
10	不発弾等事前探査事業	不発弾等の埋没の有無を確認するための磁気探査、その他の探査により事前探査を行う。	農業農村整備事業の実施地区のうち、不発弾等が埋没していると予想され、かつ爆発の恐れがある地区であること。	100	0	0
11	地域農業水利施設 ストックマネジメント事業	団体営事業等で造成した水利施設の予防保全診断・保全計画を策定し、対策工事を実施する。 併せて、突発的な事故により施設に必要とされる機能が失われた場合に対する緊急工事を実施する。	・ 施設機能向上を主な目的としないこと。 ・ 対象となる団体営造成施設等は、県が作成する実施方針に位置づけられたものとする。 [機能保全計画の策定] ・ 末端支配面積100ha以上の施設 ・ 予防的対策が有効と見込まれる施設 [対策工事] ・ 地区受益面積100ha以上であること (当事業で機能保全計画の策定を行っていない場合であって、別に定めるところにより機能保全計画を策定した場合にあっては10ha以上) [緊急工事] ・ 突発的な事故によるもので、施設の劣化に起因すること。 [実施計画策定型]※H22年度より ・ 対策工事の地域の諸条件について現況把握等の調査及び検討を行い、実施計画を策定するもの。	50	20	30
				80	8	12
				80	8	12
				50	20	30
12	基幹水利施設管理事業	・ 農業農村整備事業で造成された大規模で公共性の高い基幹水利施設(ダム・頭首工・揚水機場等)について、農業及び社会情勢の変化に対応した管理を行い、その効用を適切に発揮させる。	① 非農地率が10%以上。 ② 農林水産大臣により管理委託されたもの。 ③ 一施設ごとの受益面積1,000ha以上。 (畑地は300ha以上) ④ 下記に定める施設の規模等に係る条件に該当すること。	県営 30	70	0

事業名	区分	事業種類	採択基準	負担率 ()は離島		
				国	県	地元
			[ダム] 設計洪水量が300m ³ /s以上又は貯水量が2,500千m ³ 以上。 [頭首工] 設計洪水量が300m ³ /s以上、かつゲートが1門以上、かつ最大取水量が1.0m ³ /s以上。 [揚水機場] 最大取水量が1.0m ³ /s以上。	団体営(地下ダム) 30	50	20
				団体営(地下ダム以外) 30	30	40
13 基幹水利施設 ストックマネジメント事業		国営及び、県営事業で造成した水利施設の予防保全診断・保全計画を策定し、予防保全工事を実施する。 併せて、突発的な事故により施設に必要とされる機能が失われた場合に対する緊急補修工事等を実施する。	既存施設を有効活用すると認められる場合であって、施設機能向上を主な目的としないものであること。 [機能保全計画の策定] ・県が作成する実施方針に位置づけられたものであること。 [対策工事] ・機能診断に基づく機能保全計画等が策定されていること ・地域の農業用排水施設の体系において重要な機能を担う施設であって、末端支配面積がおおむね100ha以上(田以外の農用地を受益地とするものについては、末端支配面積がおおむね20ha以上) [緊急工事] ・県が作成する実施方針により知事が選定した施設であること			
				50	50	0
				80	11 (予定) ※調整中	9
				80	11 (予定) ※調整中	9
14 中山間地域等直接支払事業		① 耕作放棄の防止等の活動 施設の管理・補修など ② 多面的機能を増進する活動 市民農園・体験農園の設置 景観作物の作付け 国土保全機能を高める取組み(植樹等) ③ 自立的・持続的な農業生産活動 農業機械の共同利用、受委託な特定農業法人の設立 集落内の話し合いによるその他取組み	【対象地域】 特定農山村法等地域振興立法8法指定地域及び知事が定める特認地域* 【対象農用地】 下記基準に該当する農業用地内の1ha以上の一団の農用地 ○急傾斜地 水田 傾斜1/20以上 畑 傾斜15度以上 ○緩傾斜地 水田 傾斜1/100以上 畑 傾斜8度以上 *知事特認基準 沖縄本島から離れていることで農業生産条件の不利益な農用地(沖振法第3条第3項の規定に基づき指定された「指定離島」を有する市町村)	当該事業費の 1/2	当該事業費の 1/4	当該事業費の 1/4
		【交付単価】 ア 急傾斜農用地 田:21,000円、畑:11,500円、草地:10,500円、採草放牧地:1,000円/10a イ 緩傾斜農用地及び知事特認農用地 田:8,000円、畑:3,500円、草地:3,000円、採草放牧地:300円/10a				
15 耕作放棄地再生利用緊急対策交付金		○耕作放棄地再生利用交付金 ① 再生利用活動 ア 再生作業(障害物除去、深耕、整地等及び土づくり(肥料、有機質資材の投入等)) 定額支援【5万円/10a】(集約化要件を満たす場合【6万円/10a】)又は重機を用いて行う等の場合【2/3等】 ・土づくり(2年目:必要な場合のみ)【2.5万円/10a】 イ 営農定着【2.5万円/10a】	① 次の要件をすべて満たす取組みであること。 ア 賃借等により耕作放棄地を再生し、5年間利用する取組みであること。 イ アの取組みに付帯する施設等の整備、農地利用調整、営農開始後のフォローアップ等の地域の取組みであること。	当該事業費の 2/3		

事業名	区分	事業種類	採択基準	負担率 ()は離島		
				国	県	地元
		ウ 経営展開 経営相談、実証ほ場の設置・運営、加工品試作、試験販売等【定額】 ② 施設等補完整備 ・用排水施設、農業用機械・施設等の整備【2/3等】 ・小規模基盤整備【2.5万円/10a】 ③ 再生利用活動附帯事業 ・基金管理事務に加え、農地利用調整等の再生利用に附帯する諸活動を対象として支援【定額】				
16 国営造成施設管理体制整備促進事業		[操作体制整備型] ・国営土地改良事業完了前2年間に、国営造成施設の運転・操作等の業務を予定管理者に委託し、国の指導のもとに運転・操作等業務に関する技術を習得するとともに操作体制の整備を図る。	事業主体：市町村又は土地改良区等。 ① 事業主体が予定管理者であること。 ② 水管理施設が整備されていること。 ③ 受益面積が1,000ha(畑地は300ha)以上。	85	7.5 (10)	7.5 (5)
		[管理体制整備型] ・農業水利施設の有する多面的機能の発揮等のために、地域における適切な取り組みを促進する観点から、県及び市町村が事業主体となって地域と連携して、土地改良区等の管理体制の整備を図る。	事業主体：県及び市町村。 ① 管理体制整備計画の策定(県主体)。 ② 管理体制整備の推進活動(市町村主体)。 ③ 管理体制の整備・強化に対する支援(市町村主体)。	50 50 50	50 25 25	0 25 25

2. 農地防災事業

1 農地保全整備事業	(1) 農地浸食防止工事 次に掲げる工事内容であること。 ① 本工事 急傾斜地帯(土地の平均傾斜度が15度以上の地域をいう)又は特殊土壌地帯(侵食を受けやすい性状の土壌地帯をいう)における農用地の侵食崩壊を防止するために行う排水施設等の新設、改修又は風食、風害若しくは潮害を受けやすい地域における農用地の被害を防止するために行う防風施設の整備。 ② 関連工事 本工事と併せ行うことが技術的に適当と認められる次に掲げる工事。 ア. 本工事に係る排水施設と連絡する等機能上密接な関連のある排水施設の新設又は改修。 イ. 農道の新設又は改修。 ウ. 農道の効用を兼ねる水路の新設又は改修。 ③ 排除工事 特殊土壌又はさんご、石れき等の排除を行う工事。	① [県営] 本工事部分の受益面積20ha以上。 [団体営] 本工事及び排除工事にあつては、それぞれの受益が概ね10ha以上(ただし、離島にあつては、本工事、関連工事、特殊農地保全整備工事の受益面積の合計が概ね10ha以上で、かつ本工事の受益面積が概ね5ha以上) ② 受益面積5ha以上。(団体営は下減なし) ③ 団体営のみ	80	10 (15)	10 (5)
	(2) 特殊農地保全整備工事 本工事及び関連工事の受益面積と、受益面積の概ね3分の2以上が重複するほ場整備・畑地かんがいを行う工事。	農地侵食防止工事(排除工事を除く)と併せ行い、技術的・経済的に妥当と認められるもので、以下に定めるもの。 ア. ほ場整備 受益面積5ha以上。(団体営は下限なし) イ. 畑地かんがい 受益面積20ha以上。(団体営は下限なし)	75	14.5 (16.5)	10.5 (8.5)
			80	11 (15.5)	9 (4.5)

事業名	区分	事業種類	採択基準	負担率 ()は離島		
				国	県	地元
2ため池等整備事業		農用地、農業用施設等の災害を防止するために行う次に掲げる工事。 (1) ため池等整備工事 ① ため池整備工事 築造後における自然的・社会的状況の変化等に対応する場合又は人命、人家、公共施設等に被害を及ぼす災害の発生するおそれがある場合に、早急に整備を要する農業用ため池(災害防止ダムを含む。以下同じ)の新設若しくは変更又は新設と併せ行うため池の廃止及びこれらの附帯施設の整備。	<ul style="list-style-type: none"> 受益面積が概ね20ha以上のもの。ただし、ため池並びにその附帯施設及び管理施設に係るものについては、概ね10ha以上のもの。 総事業費が概ね800万円以上のもの。 	80	県営 20	0
		(2) 土砂崩壊防止工事 風水害等によって土砂崩壊の危険の生じた箇所において農用地及び農業用施設の災害を防止するために行う土留石垣、擁壁、土砂ため堰提、水路等の新設又は変更。	<ul style="list-style-type: none"> ① 受益面積：5ha以上(団体営は下限なし) ② 総事業費が概ね800万円以上のもの。 	80	県営 12 (16.5) 団体営 11 (15.5)	8 (3.5) 9 (4.5)
3地すべり防止事業		地すべりを防止するための対策実施 ①抑制工 ②抑止工	地すべり等防止法第3条による指定区域において事業が実施できる。当該地すべり防止区域の指定要件は地すべり地域の面積5ha以上のもので、以下のどれかに該当するもの。 ① 多量の土砂が溪流又は河川に流入して下流河川(ただし、準用河川以外の河川及びこれに準ずる規模の河川)に被害を及ぼす恐れのあるもの。 ② 鉄道、都道府県道(指定都市の市道を含む)以上の道路又は迂回路のない市町村道、その他公共施設のうち重要なものに被害を及ぼす恐れのあるもの。 ③ 官公署、学校又は病院等の公共見物のうち重要な者に被害を及ぼす恐れのあるもの。 ④ 貯水量30,000m ³ 以上のため池もしくは関係面積100ha以上の用排水施設もしくは農道又は利用区域面積500ha以上の林道に被害を及ぼす恐れのあるもの。 ⑤ 人家10戸以上に被害を及ぼす恐れのあるもの。 ⑥ 農地10ha以上に被害を及ぼす恐れのあるもの。(農地5ha以上10ha未満であって当該地域の存する人家の被害を合わせて考慮し、それが農地10ha以上の被害に相当する者と認められるものを含む) ⑦ 総事業費が7,000万円以上のもの。	60	40	0
4海岸保全施設整備事業			海岸法第3条による海岸保全区域において、事業を実施するもの。			
		[高潮・侵食] 海水による侵食又は高潮及び波浪等による被害を防止するための堤防、樋門等の新設及び改修、防風林の設置。	<ul style="list-style-type: none"> 防護面積が5ha/km以上または防護人口が50人/km以上。 総事業費5,000万円以上。 	90	10	0
		[海岸環境整備] 周辺にレクリエーション施設等がある地域において、レクリエーション機能を発揮させるために行う離岸堤、突堤、護岸、堤防、昇降路、砂浜水叩き兼用の遊歩道等。	<ul style="list-style-type: none"> 総事業費1億円以上。 ただし、既に海岸保全施設が整備されている海岸において遊歩道、安全情報伝達施設、飛砂防止に関する工事等のみを行うものについては、1,000万円以上。 	1/3	2/3	0
	[海岸堤防等老朽化対策] 老朽化により海岸保全施設の機能が著しく低下し、甚大な被害が発生するおそれがある海岸において、海岸堤防、護岸等に係る老朽化調査、老朽化対策計画の策定、計画に基づく対策工事を一体的に推進する。	<ul style="list-style-type: none"> 海岸保全施設の管理が適切に実地されていること。 機能強化を計画的に行う老朽化対策が必要な海岸保全施設であること。 県が実施するものは、総事業費5,000万円以上。 	90	10	0	

事業名	区分	事業種類	採択基準	負担率 ()は離島		
				国	県	地元
5震災対策農業水利施設 整備事業 (H27より「農村地域防災減災事業」移行)		地震による被災の影響が大きい施設の耐震性を点検・調査するとともにハザードマップ作成などの対策を行う。 (1)土地改良施設の耐震性点検 (2)土地改良施設の耐震性調査、ハザードマップ作成及び計画策定	共通 ① 今後大規模地震が発生する恐れの高い地域であること。 ② ため池においては、7ha以上。頭首工、樋門、用排水機場、水路、農道等の土地改良施設にあっては、受益面積30ha以上。 ③ 土地改良施設のうち、周辺地域への影響が大きい、重要な構造物であること。 ④ 震災対策農業水利施設整備事業計画書を作成していること。 (2)のみ ⑤ 施設の諸元や改修履歴、施設の現況を把握していること。	(定額) ※H27までの特例措置		

3. 水質保全対策事業 (耕土流出防止型)

		(1) 耕土流出防止型 農用地及びその周辺の土地の土壌の流出を防止し、農村地域の環境保全に資することを目的として行う、次に掲げる事業。 ① 農用地又はその後背地からの流水を排水施設等に導く承水路・排水施設及び沈砂施設等の整備。 ② 農用地又はその周辺の土地の土壌の流出を防止するための法面保護、植生、勾配抑制、土層改良、暗渠排水等の土砂流出防止対策のための工事。 ③ 既存の土砂流出防止施設の土砂捕捉能力及び維持管理作業の作業性、安全性等を向上するための軽微な変更。 ④ 水質保全に係る営農対策に要する資材支援、管理体制整備に係る活動支援、新たな耕土流出防止技術開発への支援であって、次のア及びイを満たすもの。 ア 上記の①から③までのいずれかと併せて行うもの。 イ 上記の①から③までの費用の合計の5%以内とする。	国頭マージ、島尻マージまたはジャーガル等に覆われた地帯であること。 県営：対象農用地が20ha以上。 団体営：対象農用地が10ha以上。	(H22迄) 75 25 0 (H23新規) 75 15 10 (H24新規から) 75 12.5 12.5 (15.0) (10.0)		
--	--	---	--	--	--	--

4. 集落基盤整備事業(旧村づくり交付金)

1) 農業生産基盤整備	(1) ほ場整備 (2) 農業用排水施設整備 (3) 農道整備 (4) 農用地開発 (5) 農用地の改良又は保全	① 次の要件をすべて満たす区域であること。 ア. 基本計画(事業計画に基づき実施する事業に限る)が作成されている区域であること。 イ. 農業振興地域の区域又は当該地域と一体的に整備することを相当とする区域であること。	H17以降新規 70 12 18 (15) (15)		
2) 集落基盤整備	(1) 農業集落道整備 (2) 営農飲雑用水施設整備 (3) 農業集落排水施設整備 (4) 農業施設等用地整備 (5) 集落防災安全施設整備 (6) 自然環境・生態系保全施設整備 (7) 地域資源活用施設整備 (8) 施設補強整備 (9) 地域農業活動拠点施設整備 (10) 集落農園整備 (11) 情報基盤施設整備 (12) 施設環境整備 (13) 歴史的な土地改良施設保全整備 (14) 集落土地基盤整備	② 事業計画区域において、農業生産基盤の整備及び集落基盤の整備を総合的に行うものであること。ただし、周辺農用地の整備が完了している事業計画区域又は近い将来、周辺農用地の整備が完了することが見込まれる事業計画区域であって、区分欄の2)に掲げる工種を中心とする整備を実施する場合は、この限りではない。	農村振興から移行 70 15 15 (18) (12)	地域用水から移行 70 12 18 (15) (15)	集落地域・集排から移行 75 12.5 12.5 (15) (10)
				田園空間整備事業から移行 2/3 0.5/3 0.5/3 (0.5) (0.5/3)	工種「ほ場整備・農用地開発・農用地の改良又は保全」の補助率は別途

事業名	区分	事業種類	採択基準	負担率 ()は離島		
				国	県	地元
5. 農業集落排水事業						
		<ul style="list-style-type: none"> 汚水・雨水を処理する施設または汚泥、処理水・雨水の循環利用を目的とした施設、及びこれに付帯する施設の整備。 	<p>[新設]</p> <ul style="list-style-type: none"> 農業振興地域(これと一体的に整備することを相当とする農業振興地域以外の区域を含む。)であること。 ちゅら水プランで農業集落排水で汚水処理することを位置づけられたもの。 受益戸数が概ね10戸以上で末端の受益が2戸。 処理対象人口は概ね1,000人程度に相当する規模以下。 汚水には重金属等有害物質を含む恐れのある工場排水は含まない。 処理水・汚泥等の農地還元利用を目的としたもの。 <p>[改築]</p> <ul style="list-style-type: none"> 農業集落排水施設の改築に要する費用が200万円以上であって、以下のいずれかのもの。 <ol style="list-style-type: none"> 適切な維持管理の下、供用開始後7年以上を経過したもの。 供用開始後、汚水対象処理人口の著しい増加、処理水質基準の強化等の環境の変化が認められたもの。 	75	12.5 (15)	12.5 (10)
6. 中山間地域総合整備事業						
1) 農業生産基盤整備事業	(1) 農業用排水施設整備 (2) 農道整備 (3) ほ場整備 (4) 農用地開発 (5) 農地防災 (6) 客土 (7) 暗きょ排水 (8) 農用地の改良又は保全	① 自然的、経済的、社会的条件に恵まれず農業の生産性が不利な地域であって、一般型事業及び生活環境型事業にあつては一つの集落又は一体的な繋がりを有する複数の集落、広域連携型事業にあつては市町村全域から複数の市町村に及ぶ広域的な地域とする。	75	12.5 (15)	12.5 (10)	
2) 農村生活環境整備事業	(1) 農業集落道整備 (2) 営農飲雑用水施設整備 (3) 農業集落排水施設整備 (4) 農業集落防災安全施設整備 (5) 用地整備 (6) 活性化施設整備 (7) 集落環境管理施設整備 (8) 交流施設基盤整備 (9) 情報基盤施設整備 (10) 市民農園等整備 (11) 生態系保全施設等整備 (12) 交換分合	② 農業振興地域(これと一体的に整備することを相当とする農業振興地域以外の区域を含む)の区域であること。				
3) 特認事業	その他、沖縄総合事務局長が特に認める事業。	③ 農業生産基盤整備事業を実施する地域にあつては林野率が50%以上であり、かつ、主傾斜が概ね100分の1以上の農用地の面積が当該地域の全農用地の面積の50%以上を占めていること。 ④ 一般型事業にあつては、事業区分 1) 農業生産基盤整備事業と2) 農村生活環境整備事業を一体的に行うものであり、かつ事業区分1)の事業種類(1)から(8)までに掲げる事業のうち2以上の事業を行うものであつて、その事業の受益面積の合計が概ね20ha以上であること。 ⑤ 生産基盤型事業にあつては、事業区分 1) 農業生産基盤整備事業のみを実施するものであり、受益面積の合計が概ね10ha以上のほ場整備事業、又は受益面積の合計が概ね10ha以上であるほ場整備事業とその他の農業生産基盤整備事業を併せて行うもの。 ⑥ 生活環境型事業にあつては、事業区分 2) 農村生活環境基盤整備事業を中心とした事業を行うものであること。				
7. 地域用水環境整備事業						
1 地域用水環境整備事業 (団体営は地域用水環境整備統合補助事業)	地域用水環境整備 (1) 親水・景観保全施設整備 (2) 生態系保全施設整備 (3) 地域防災施設整備 (4) 渇水対策施設整備 (5) 利用保全整備 (6) 地域用水機能増進施設整備 (7) 小水力発電整備 歴史的施設保全	事業主体：県・市町村、土地改良地区等 <ul style="list-style-type: none"> 事業計画区域及びその周辺地域の自然的・社会的、歴史的諸条件やこれら地域に係る他の地域計画等から、事業を実施することが適当と認められること。 事業により整備した施設の適正な維持管理が行われると認められること。 総事業費が5千万円以上であること。 	2/3	0.4/3 (0.5/3)	0.6/3 (0.5/3)	

事業名	区分	事業種類	採択基準	負担率 ()は離島		
				国	県	地元

8. 農地環境整備事業

		1 農業生産基盤整備事業 (1) 区画整理事業 (2) 水田転換を行う事業 (3) 農業用排水施設整備事業 (4) 農地保全事業 (5) 農道整備事業 (6) 暗きょ排水事業 2 保全管理等事業 (1) 高付加価値農業基盤整備事業 (2) 附帯事業 (3) 用地整備事業 (4) 市民農園等整備事業 (5) 生態系保全施設整備事業 (6) 遊水池整備事業 (7) 土地改良施設の撤去及び跡地整備 (8) 交換分合事業 3 特認事業 (1) 特認事業	① 過疎地域自立促進特別措置法第2条第1項に規定する過疎地域または特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律第2条第1項に規定する特定農山村地域 および前述に準じる地域で沖縄総合事務局長が特に必要と認める地域であること。 ② 農業振興地域(これと一体的に整備することを相当とする農業振興地域以外の区域を含む)の区域であること。 ③ 今後とも営農の継続がみこまれるものの、耕作放棄地の増大のおそれがある地域であること。 ④ 事業実施区域の農地面積に対して、事業の受益地となる生産区域の農地面積の割合が概ね7割程度は確保できる見通しのあること。 ⑤ 事業を実施する生産区域における左記事業種類の(1)から(6)までに掲げる事業の受益面積の合計が概ね10ha以上であること。 ⑥ 事業の実施について、地元関係者の意欲が高いこと。 ⑦ 事業の規模が適切に計画されており、円滑な実施が見込まれること。 ⑧ 特認事業については、沖縄総合事務局長が特に必要と認めるもの。	75	12.5 (15)	12.5 (10)
				75	14.5 (16.5)	10.5 (8.5)

但し、ほ場整備にあつては

9. 多面的機能支払交付金事業

	1 農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金(施設の長寿命化のための活動を除く。) 2 資源向上支払交付金(施設の長寿命化のための活動に限る。)	農業振興地域内にあって、農地・農業用水等の資源を有している区域。	50	25 以内	残
	3 多面的機能支払推進交付金	1・2の事業を実施する場合	100	0	0

10. 農業水利施設保全合理化事業

水利用再編促進事業 採択は平成27年度新規まで	(1) 管理省力化施設整備事業	1地区あたりの事業費の合計が200万円以上	80 80	20 0	0 20
	(2) 機能保全計画策定事業	・農業用排水施設等が対象 ・末端支配面積が10ヘクタール以上の施設	100	0	0

下段は団体営

11. 農業基盤整備促進事業

	(1) 農業用排水施設 (2) 暗渠排水 (3) 土層改良 (4) 区画整理 (5) 農作業道 (6) 農用地の保全	次の要件をすべて満たす区域であること。 ア. 農業振興地域(これと一体的に整備することを必要とする農業振興地域以外の区域を含む)の区域であること。 イ. 1地区あたりの事業費の合計が200万円以上 ウ. 1地区あたりの受益者数が農業者2者以上	80	10 (15)	10 (5)
--	---	--	----	------------	-----------

注) 離島: 沖縄振興開発特別措置法(昭和46年法律第131号)第2条第2項の規定に基づき指定された離島をいう。